

令和5年 田村市貸与型奨学資金の申込みについて

田村市教育委員会では、経済的な理由により高校、大学等での修学が困難な方に貸与する奨学資金(返済義務あり)の申込みを受け付けます。

※受付期間 令和5年1月10日(火)～令和5年3月17日(金)
【期間内必着】

申込みに必要な申請書類は、田村市ホームページに掲載しております。
また、田村市教育委員会教育総務課窓口でもお渡しいたします。



(市ホームページ)

受験前または合格内定前でも期限までに申請が必要ですのでご注意ください

1. 奨学資金を利用できる方は、下記の事項すべてに該当する方が対象になります。

- (1) 高等学校(福島県内に所在するものに限る)、専修学校及び各種学校、高等専門学校及び大学に在学または入学予定であり、品行が正しく学術に優れ、身体が強健である方
- (2) 申請時に保護者が市内に引き続き1年以上住所を有している方
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められる方
- (4) 国、県、他の団体から同種の資金の貸与または給与を受けていない方
- (5) 田村市奨学資金の貸与を過去に受けたことがない方
- (6) 市税等の滞納がない方

【学力基準】

- (1) 大学生・短大生・専修学校生等の場合

高等学校最終2カ年の全履修教科についての5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、**3.0以上**であること。ただし2年生以上の場合は、さらに大学等における学業成績が本人の所属する学部(科)等の平均水準以上であること。

- (2) 高校生・高等専門学校生の場合

中学校最終2カ年の全履修教科についての5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、**3.0以上**であること。ただし2年生以上の場合は、さらに在学における学業成績が本人の所属する学科の平均水準以上であること

※評定は、5～1の五段階評価法によることとし、5段階によらない評定については5段階に換算して算定してください。

【所得基準】

本人の生計を主として維持する者の1年間の収入金額から必要経費及び特別控除額を差引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること

※詳細は、「所得金額の求め方」をご覧ください。

(福島県奨学生応募資格の所得基準を準用しています。)

2. 貸与の額

○高等学校

自宅通学 : 月額 15,000円

自宅外通学 : 月額 30,000円

○専修学校、各種学校、高等専門学校及び短期大学

自宅通学 : 月額 20,000円

自宅外通学 : 月額 40,000円

一時金 : 300,000円

※一時金は、入学時だけの貸与です。一時金貸与と月額貸与は、同時には受けられません。

○大学

自宅通学 : 月額 30,000円

自宅外通学 : 月額 50,000円

一時金 : 600,000円

※一時金は、入学時だけの貸与です。一時金貸与と月額貸与は、同時には受けられません。

3. 貸与の期間

令和5年4月から奨学生の在学する学校の正規の修業期間

4. 提出書類

別紙「田村市奨学生願書提出書類一覧表及び確認事項」のとおり

5. 返還方法

卒業の月の3カ月後から、貸与を受けた月数の3倍の期間（この期間が15年以上の場合は、15年とする）において、貸与された資金の総額を毎月末日までに月賦返還する。ただし、本人の申出により返還期間の短縮、又は資金の全部及び一部を返還することができます。

6. 連帯保証人

(1) 連帯保証人のうち1名は保護者とする。

(2) もう1名の連帯保証人は、田村市内に居住する成年者で独立の生計を営み、資金の返還の責めを負うことができる資力を有し、本人または保護者である連帯保証人が返還できない場合、代わって返還できる者であること。

※返還終了時に年齢が65歳未満であり、同居の親族でないこと。

7. 奨学生採用者数

予算の範囲内の人数（若干名） ※田村市奨学生審査会で決定します。

◎ お申し込み、お問い合わせについては、下記までお願いします。

田村市教育委員会 教育総務課

住所：田村市船引町船引字畑添76番地2

TEL：0247-81-1213 FAX：0247-81-1228

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額(給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額)が表2(所得基準額表)の基準以下であること。

給与所得者 5人家族 (父・母・大学生・高校生・祖母)の例

			収入金額	控除額(表3)
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	県立高校3年生	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

所得証明書の「給与収入額」もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

家計支持者(父)の所得証明書の「給与収入金額」もしくは「給与支払金額」が8,500千円であるので
収入金額(表1給与所得の計算式から) - 控除額(表3特別控除額表から) = 所得金額

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 - (1,440千円 + 280千円 + 860千円) = 1,144千円$$

※その他の所得があれば上記の所得金額に加算されます。

表2 所得基準額表により5人世帯4, 280千円以下であり申請可能

給与所得者以外(自営業・農業等)の場合は、所得証明書の「営業所得金額」もしくは「農業所得金額」から(表3特別控除額)を控除したものが所得金額となる。

表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの	所得金額=0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの	収入金額×0.8-2,626千円=所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの	収入金額×0.7-2,226千円=所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの	収入金額-4,860千円=所得金額

表2 所得基準額表(世帯人員別所得基準額)

【大学生・短大生・高等専門学校生】

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,860,000円	5人	4,280,000円
2人	3,100,000円	6人	4,520,000円
3人	3,620,000円	7人	4,750,000円
4人	3,950,000円	8人	4,980,000円

※世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに230,000円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

【高校・専修学校生】

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,430,000円	5人	3,070,000円
2人	2,290,000円	6人	3,250,000円
3人	2,640,000円	7人	3,410,000円
4人	2,860,000円		

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

表3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要
2	就学者のいる世帯 (1人につき)	区分	通学形態	国公立	私立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円	
			自宅外通学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校 学生	自宅通学	360,000円	600,000円	
			自宅外通学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等 課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円	
			自宅外通学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門 課程生徒	自宅通学	220,000円	720,000円	
自宅外通学	620,000円		1,120,000円			
大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円			
	自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円			
3	身体障がい者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難などの被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家庭支持者が父母以外の世帯	410,000円				

- 備考
- ①「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。
 - ②現時点(申請時点)において特別の事情に該当する項目について控除されます。
 - ③3の身体障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。

田村市貸与型奨学生願書提出書類一覧表及び確認事項

(※ 貸与型奨学資金申請書の提出のときに確認ください)

1. 奨学生願書 (様式第 1 号) (提出書類チェック欄)

- (1) 在学する学校長の推薦を経て教育委員会へ提出してください。
- (2) 保護者以外の連帯保証人の基準は次のとおりです。
 - ① 田村市内に居住する成年者で、所得のある方。
 - ② 返還が終了するときに、年齢が 65 歳未満であること。
 - ③ 同居の親族でないこと。
- (3) 申請者の保護者は、他の申請者の連帯保証人になることはできません。
※必ず勤務先の記入をお願いします。

2. 奨学生推薦調書 (様式第 2 号) (提出チェック欄)

- (1) 在学中に資金の貸与を受けようとする方は、在学中の学校長の調書を提出してください。
- (2) 入学時より資金の貸与を受けようとする方は、入学前に在学していた高等学校等または中学校の学校長の調書を提出してください。

3. 合格通知書の写し (提出チェック欄) ※入学予定者もしくは内定者

4. 成績証明書 (中学 高校 在学) (提出チェック欄)

5. 家庭状況調査票 (参考資料) (提出チェック欄)

6. 特別の事情にかかる経費内訳及び添付書類 (該当する場合のみ提出) (提出チェック欄)

7. 保護者及び連帯保証人の所得証明書及び納税証明書 (提出書類チェック欄) (所得証明書：令和 3 年分 納税証明書：令和 3 年度分または滞納なし証明)

8. 口座振込依頼書 通帳の写 (提出書類チェック欄) 申請者本人名義の口座となります。※通帳 (氏名、カナ、番号等がわかるページ) のコピー添付

◎ お申し込み、お問い合わせについては、下記までお願いします。

田村市教育委員会 教育総務課

住所：田村市船引町船引字畑添 7 6 番地 2

TEL：0247-81-1213 FAX：0247-81-1228